

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○病院に理学療法士として採用され働いていたところ、配置換えがあり、その後、地域リハビリテーション部の上司（部長）である事業場関係者Aより個人面談のため、個室に呼び出されるようになった。

また、請求人は腹膜炎で○病院へ入院していたが、事業場関係者Aは、そのことで退職または休職を勧奨する発言を請求人に言った。

請求人は、退院日の○月○日、突然、デパスの過剰摂取による自殺を図ったため、家族が翌日に帰郷させて、○センターへ転医させたところ、「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後、実家近くの○病院へ転医し、「F43.2 適応障害」と診断された。

請求人は、本件疾病は、上司から、ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたことや退職を強要されたことによるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを、支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人の本件疾病は、業務による強度の心理的負荷によるものであり、かつ、特段の業務以外の心理的負荷がなく、特段の个体側の要因がないのであるから、業務との相当因果関係は認められるべきであって、監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10 診断ガイドラインに示されている「F20 統合失調症」を平成○年○月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

ア 請求人が平成○年○月頃からたびたび個室に呼び出され、請求人の家族を中傷されたと訴えていることについて、事業場関係者Aが請求人を中傷するような特段の理由は認められず、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当せず、「上司とのトラブルがあった」と評価するのが適当であり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。出来事を修正する視点から事業場関係者Aの請求人に対する言動は、上司が部下に対

して行う業務遂行上及び健康管理上の注意・指導の範疇と推認でき、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正する。

イ 請求人が上司の事業場関係者Aから退職を強要されたことについては、具体的出来事「退職を強要された」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。出来事を修正する視点で検討すると、Aに人事権はないことなどから「Ⅰ」へ修正する。

ウ 出来事の発生以前から恒常的な長時間労働については認められない。

エ 出来事後の状況が持続する程度を検討する視点では、仕事の量、仕事の質・責任の変化、仕事の裁量性の欠如、職場の物的・人的環境の変化については評価すべき点は認められない。また、職場の支援・協力等の欠如があったとは認められない。よって、出来事後の状況が持続する程度は「相当程度過重」にも至らない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人は、「骨盤腹膜炎」により入院加療を受けていることから、「自分が病気やケガをした」に該当し、その心理的負荷の強度は「Ⅱ」、しかし短期で退院しており、修正を要さず、心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価する。

個体側要因の評価では、ほぼ毎月、「偏頭痛・てんかんの疑い」による神経内科受診歴が認められ、毎月ではないが、「不安症」による受診歴も認められる。アルコール依存は認められないが、デバス依存が認められる。その他の依存症については不詳であり、社会生活適応状況等に関して、特に社会生活上に支障を来すような問題は明らかでない。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、本件疾病と業務との相当因果関係は認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F20 統合失調症」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

ア 上司である、事業場関係者Aからたびたび個室に呼ばれ、家族を中傷されたと訴えている出来事は事業場関係者Aが業務指導の一環として、部員に対して行っているもので、その趣旨は、業務遂行上及び健康管理上の注意・指導であることが確認できる。また、事業場関係者Aの面談は1か月1回の出来事であり、仕事の中で事業場関係者Aと接することは少なく、たまに仕事の指示を受ける時は普通で、意地悪や、きついことはなかったと請求人は述べている。

以上より請求人と事業場関係者Aとのトラブルは、ひどいいじめと評価することは困難である。

イ 請求人が腹膜炎で入院中に事業場関係者Aから退職を促されたと主張していることであるが、この出来事については、請求人に退職または休職を勧奨する発言が行われたこと

が確認でき、請求人は、平成〇年〇月〇日付で休職期間満了にて退職となっている。

人事に影響力のある上司との間で、退職が話題となり、請求人が精神的ダメージを受けたことは確認できるが、退職強要が退職の事実に至っては至っていないものである。

ウ 請求人の労働時間については、恒常的な長時間労働があったとは認められない。

エ さらに、仕事の量・質・責任の変化、仕事の裁量性の欠如、職場の物的、人的環境の変化については評価すべき点は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人は「骨盤腹膜炎」により入院加療を受けているが、比較的短期間で退院している。その他調査をした範囲においては、評価すべき出来事は不明である。

精神障害を含む既往歴については、毎月「片頭痛、てんかんの疑い」等による神経内科の受診歴があり、「不安症」による受診歴が認められる。

診療録の診療情報提供書の中で、睡眠薬への依存が強いとの記載がある。その他、社会適応状況等に関して社会生活上に支障を来すような問題は明らかとはなっていない。

(4) 結論

請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、精神障害を発病させるおそれのある程度の業務による心理的負荷であったとは認められない。

以上のことから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。